

業務部速報



No. 128

発行 20. 4. 28

JR東労組 業務部

バス開申
第9号

新型コロナウイルスに対する組合員の不安解消を 求める緊急申し入れ団体交渉を行う！①

第1項 貸与品の充実や環境の改善を図り、組合員・社員の感染防止策を強化すること。

- ・感染症対応の手引きは掲示板や社員への配布等、支店の対応になるが全社員に周知していく。
- ・社員には自宅での検温等の対策を促しているが、点呼時においても検温を実施することで感染防止に努めていく。
- ・車内のアルコール消毒は、点呼場に置いている消毒液で出庫前に行くなど乗務員に対応してもらっている。なお、バステックがない支店もあるのでバステックは対応しない。
- ・アルコール消毒液は、お客さま向けに東京、佐野のバスターミナルに設置している。社員に対しては職場の出入り口や洗面所等に配置している。全車両に設置するのは難しいが、マスク・消毒液が途切れない体制はできている。
- ・ガーゼマスクを全社員に配布している。
- ・マスクは非現業も含め全社員に配布している。引き続き在庫の確保に努めていく。

(組合) 感染防止強化に向けて、ビニールカーテン等の対応を求めてきたが、検討していることはないか。

(会社) 病院系統やリスクの高い路線だからと特別扱いすることはない。対策として、4月に全路線で乗務員とお客さまの接触を避けるために、指定席は1列目の発売を行っていない。一般線も1列目は座れないように措置を行っている。

また、運転席のビニールカーテンは夜間の反射の影響など検証をしている。検証して、効果的なら拡大していく考えである。安全を第一として、感染防止に努めていく。

第2項 出勤時において組合員・社員に感染の疑いがある場合は、点呼等において管理者から医療機関の受診や帰宅を指示すること。

- ・社員の健康状態は点呼時に把握する。
- ・社員もしくは家族に感染の疑いがある場合は、医療機関等の指示のもと発症したと思われる日より14日程度の自宅待機とする。

第3項 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取扱いについては、有給の休暇とすること。

(組合) 会社回答に「明らかに私用における感染の可能性であると断定できる場合を除き」とあるが、判断の基準はあるのか。

(会社) 業務上と私用での感染を切り分けている。多くが感染経路不明という状況の中で断定できるのは難しいが、休業要請の出ている店に出かけて集団クラスターが発生し感染した場合等が想定できる。

(組合) 厚労省が考え方を示しているが、高齢者や基礎疾患がある方、免疫力が低下している方は重症化するリスクが高い。また、妊娠中の女性労働者への配慮もある。命に関わる問題であるので、勤務について配慮をして頂きたい。

(会社) 具体的に60歳以上に配慮するなど決めてはいたないが、勤務を免除する場合は優先的に行うように配慮をしていく。各支店にも周知していく。

- ・社員及び家族に感染の疑いがある場合は、免除として勤務をしたものとして取り扱うため、賃金は支払われる。

②へ続く